

音更町消費生活センターを利用される皆さまへ

音更町消費生活センター

音更町消費生活センター（以下「当センター」という。）の消費生活相談について、下記のとおり対応させていただきますので、あらかじめご承知おきください。

〈相談の対象者〉

事業者と消費者間のトラブルにおける消費者。

〈相談内容の範囲〉

安全・衛生、品質・機能、価格・料金、計量・料目、表示・広告、販売方法、契約・解約、個人情報等に関するもの。

〈相談員の対応〉

公正な立場で解決の支援（助言及び情報提供）をいたします。必要に応じてあっせんも行いますが、当センターの支援を受けて自主交渉をするのが基本です。事業者への指導権限はありません。

また、相談内容により当センターで対応することが難しいと判断した場合は、相談を終了させていただきます。

〈あっせんを行う場合〉

- ① 未成年者や高齢者といった交渉能力が不十分と思われる方
- ② 事業者との自主交渉で解決に至らなかった場合
- ③ 消費者による自主交渉が難しい場合

〈相談の終了〉

- ④ 当センターが紹介したほかの相談機関へ移行する場合
- ⑤ あっせん不調となった場合
- ⑥ 事業者が当センターのあっせんを拒否した場合
- ⑦ 事業者が代理人（弁護士等）を立てている場合
- ⑧ 相談内容が訴訟その他紛争処理機関に移行されている場合
- ⑨ 虚偽の申出があった場合及び申出が社会通念上相当と認められない場合